

平成24年度の要望については、新政権における「希望と誇りある日本に向けた未来への投資」の観点を踏まえ、日本全体の活力再生に不可欠な、教育、文化、スポーツ、科学技術の振興に関する要望事項をとりまとめ。

1. 寄附文化の更なる推進 ～個人の社会参画による相互扶助～

- | | |
|--|----|
| (1) (独)日本学生支援機構及び国立大学法人等が行う学生に対する奨学事業等への個人寄附に係る税額控除の導入
【所得税】 | 新規 |
| (2) (独)日本スポーツ振興センターが所有する国立霞ヶ丘競技場の整備事業への個人寄附に係る税額控除の導入等
【所得税、法人税等】 | 新規 |
| (3) 寄附金控除の年末調整の対象化
【所得税】 | 継続 |
| (4) 学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し
【所得税】 | 拡充 |

2. 年齢に関係なく、誰もがどこでも、安心して学習し、教育を受けることができる環境の整備

- | | |
|---|----|
| (1) 子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置(内閣府、厚生労働省との共同要望)
【法人税、固定資産税等】 | 継続 |
| (2) アクティブシニア学び支援税制の導入
【所得税】 | 新規 |
| (3) 図書館・博物館・幼稚園を設置する一般社団・財団法人に係る非課税措置の創設
【固定資産税、不動産取得税等】 | 継続 |
| (4) 一般社団・財団法人に移行した都道府県私立学校退職金団体の退職金事業に係る利子等の非課税措置
【所得税等】 | 新規 |

3. 日本のたから・地域のたからの次世代への確かな継承

(1) 重要有形民俗文化財を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の非課税措置

【所得税等】

拡 充

(2) 史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の特別控除額及び法人税の損金算入限度額の拡充

【所得税、法人税等】

拡 充

4. 科学技術イノベーションの推進

(1) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
(経済産業省等との共同要望)

【法人税等】

拡 充

平成24年度 文部科学省税制改正要望事項の概要

～ 平成24年度文部科学省税制改正要望の基本的方針 ～

新政権における「希望と誇りある日本に向けた未来への投資」の観点を踏まえ、日本全体の活力再生に不可欠な、教育、文化、スポーツ、科学技術の振興に関する要望事項をとりまとめ。

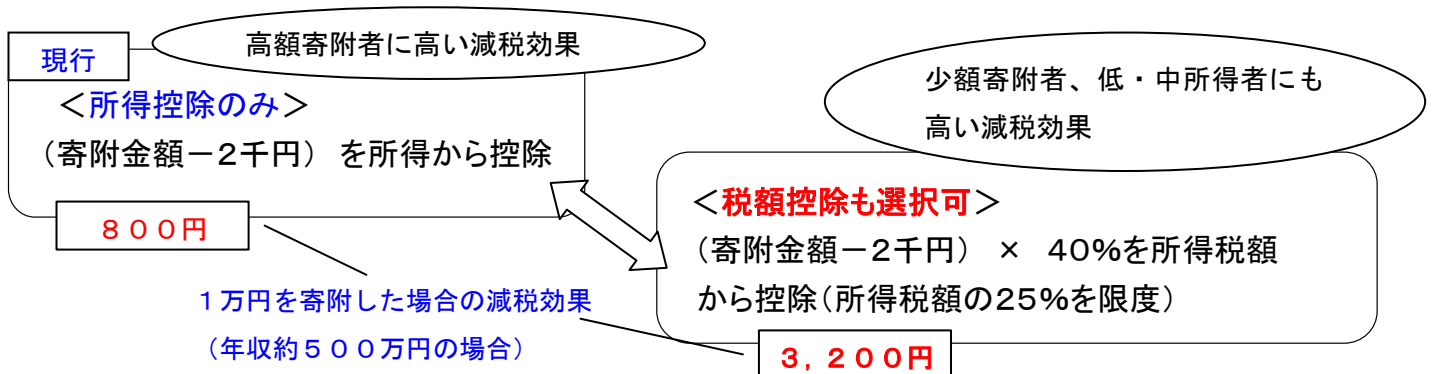
1. 寄附文化の更なる推進 ～個人の社会参画による相互扶助～

(1) (独)日本学生支援機構及び国立大学法人等が行う学生に対する奨学事業等への個人寄附に係る税額控除の導入(新規) 【所得税】

東日本大震災による被災地支援のため、国内外から多額の寄附が集まっている。

寄附は、それをきっかけとした個人の社会参画という側面もあり、相互扶助社会形成のためにも、こうした寄附文化の更なる推進を図る必要がある。

そのための具体的方策の一つとして、平成23年度税制改正により、学校法人等に導入された税額控除と所得控除との選択制度を、(独)日本学生支援機構(JASSO)及び国立大学法人等が行う「新しい公共」を担う人材を育成する奨学事業等への個人寄附についても導入する。



参考

● JASSO、国立大学法人等の寄附実績

・JASSO(個人寄附→82人・約7千万円、法人寄附→14法人・約4千万円) <H22実績>

・国立大学法人(個人寄附→4万4千人・約75億円、

法人寄附→3万法人・約638億円) <H21実績>

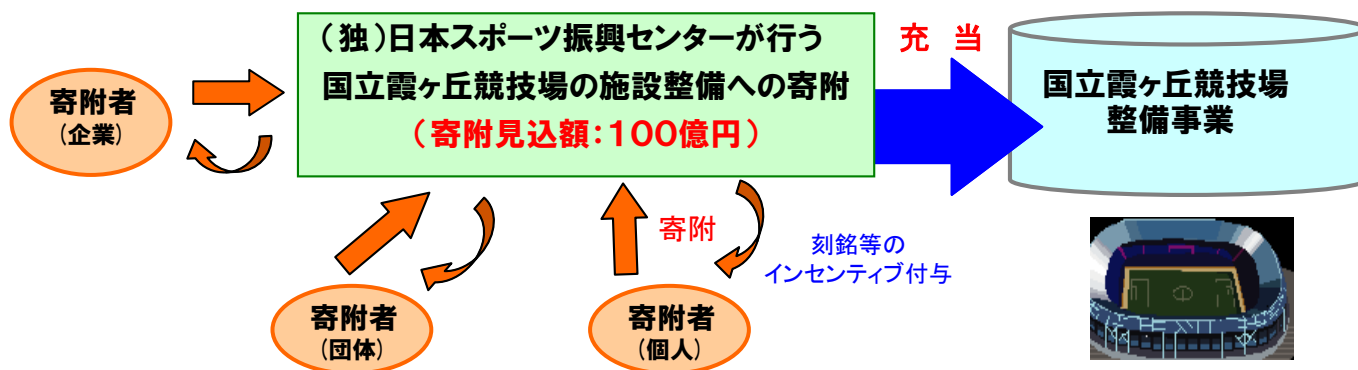
・国立高等専門学校機構(個人寄附→なし、法人寄附→約2千件・約8億円) <H22実績>

● 『東日本大震災からの復興の基本方針』(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)(抜粋)

就学支援事業等に対する民間や個人からの自発的な資金援助の積極的活用等を図る。

(2) (独)日本スポーツ振興センターが所有する国立霞ヶ丘競技場の整備事業への個人寄附に係る税額控除の導入等(新規) 【所得税、法人税等】

国際競技大会である2019年ラグビー・ワールドカップ開催や、2020年オリンピック招致に向け、また、老朽化に伴う改築のため、(独)日本スポーツ振興センター(NAASH)が所有する国立霞ヶ丘競技場の整備事業について、個人や企業など、広く一般から寄附を募集し、寄附税制を拡充(個人寄附に係る税額控除選択制の導入、法人寄附に係る全額損金算入)する。



参考1

● スポーツ基本法(平成23年法律第78号)(抜粋)

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第27条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

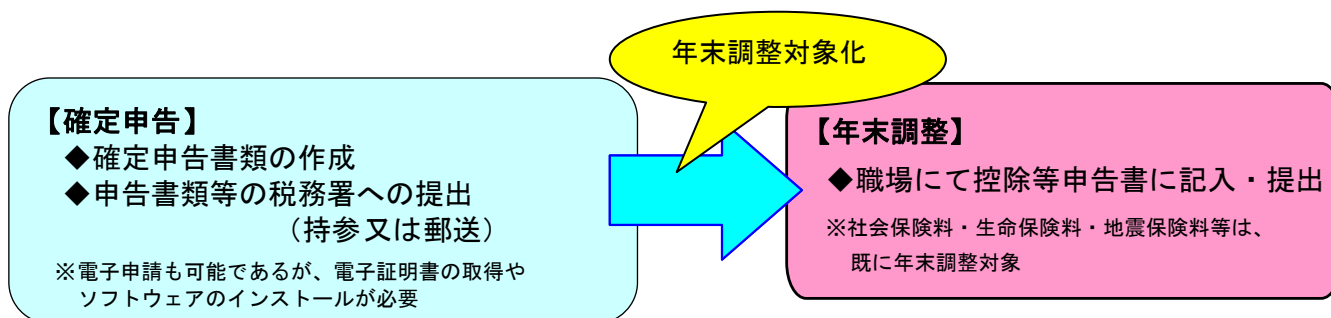
参考2

● 『スポーツ立国戦略』(平成22年8月26日文部科学大臣決定)(抜粋)

【目標】

- 国際競技大会等を積極的に招致・開催し、競技力向上を含めたスポーツの振興、地域の活性化等を図る。

寄附金控除を受けるためには、現在、確定申告が必要なところ、生命保険料控除等他の控除と同様、寄附金控除を年末調整の対象とする。年末調整対象化により、寄附者の事務手続き負担軽減、寄附環境の整備が図られ、寄附インセンティブの増大効果が見込まれる。



参考

- 『平成23年度税制改正大綱』(平成22年12月16日閣議決定)(抜粋)

検討事項

寄附金控除の年末調整対象化について、源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、源泉徴収義務者等の意見を聴取しつつ、実務的・技術的な観点から実施可能であるかどうかの検討を行います。

(4) 学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し(拡充) 【所得税】

平成23年度税制改正により、「新しい公共」を担う学校法人への個人寄附に係る税額控除が導入された。税額控除対象法人となるためには、寄附実績に関する要件(パブリックサポートテストPST要件)等が課されているが、学校法人のうち、特に、幼稚園や小・中・高のみを設置する小規模法人等について、PST要件を満たすことは困難であると予想される。

幼稚園から大学まで、より多くの私立学校が、個人からの草の根寄附を集めることができるよう、PST要件を不要とする。

【税額控除対象法人となるための要件】

<寄附実績に関する要件 (PST要件)>

- ① 寄附金収入金額が経常収入金額の20%以上
又は
- ② 3千円以上の寄附者数が年平均100人以上

<情報公開の要件>

- 寄附行為、役員名簿、財産目録等の一定書類を主たる事務所に備え置き、閲覧に供すること

寄附実績の要件を不要とする

参考1

● 『市民公益税制PT報告書』(平成22年12月1日)(抜粋)

(2) 認定NPO法人以外の法人への寄附に係る税額控除の導入

なお、認定NPO法人以外の法人への寄附に係る税額控除については、制度導入後、どの程度の数の法人が税額控除の対象となっているかの実績を検証し、必要に応じて、各法人の特性を踏まえた要件等の見直しを検討することとする。

参考2

● 私立大学等に対する寄附実績

- ・個人からの現金寄附 → 142,035人・約192億円<H21実績>
- ・法人からの現金寄附 → 14,822法人・約248億円<H21実績>

● 寄附実績要件を満たす私立学校等を設置する学校法人数

- ・1法人あたり3千円以上の寄附件数が100件以上の学校法人数
→182法人(37.3%※)<H21実績> ※回答法人数(488法人)に占める割合

2. 年齢に関係なく、誰もがどこでも、安心して学習し、教育を受けることが

できる環境の整備

(1) 子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置(継続) (内閣府、厚生労働省との共同要望) 【法人税、固定資産税等】

子ども・子育て新システムの構築に伴い、学校教育法第1条の学校、児童福祉法に基づく児童福祉施設及び社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業に位置付ける方向で検討している総合施設(仮称)に対して幼稚園・保育所と同等の税制措置を講ずることや新システムに位置付けられる給付や事業等について必要となる税制上の所要の措置を講じる。

子ども・子育て新システムの具体的内容(ポイント)

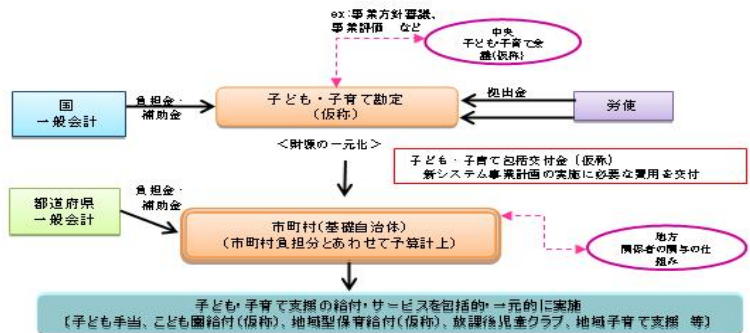
■すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援
(子どものための現金給付、地域子育て支援など)
- 幼保一体化(こども園(仮称)の創設など)
 - ・ 給付システムの一体化(こども園(仮称)の創設)
 - ・ 施設の一体化(総合施設(仮称)の創設)

⇒ 質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供
・ 保育の量的拡大
・ 家庭での養育支援の充実 を達成

■新たな一元的システムの構築(基本制度案要綱に示された新システムのイメージ)

- 基礎自治体(市町村)が実施主体
 - ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担
 - ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 政府の推進体制・財源を一元化
 - ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化
- 子ども・子育て会議(仮称)の設置
 - ・ 有識者、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みを検討



子ども・子育て支援の給付・サービスを包括的・一元的に実施
【子ども手当、こども園給付(仮称)、地域型保育給付(仮称)、放課後児童クラブ、地域子育て支援等】
※ 基本制度案要綱(平成22年6月29日少子化社会対策会議決定)で示された新システムのイメージ。国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金(仮称)については、今後、更に検討。

参考1

- 『子ども・子育て新システムの基本制度案要綱』(平成22年6月29日少子化社会対策会議決定)(抜粋)
事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。

参考2

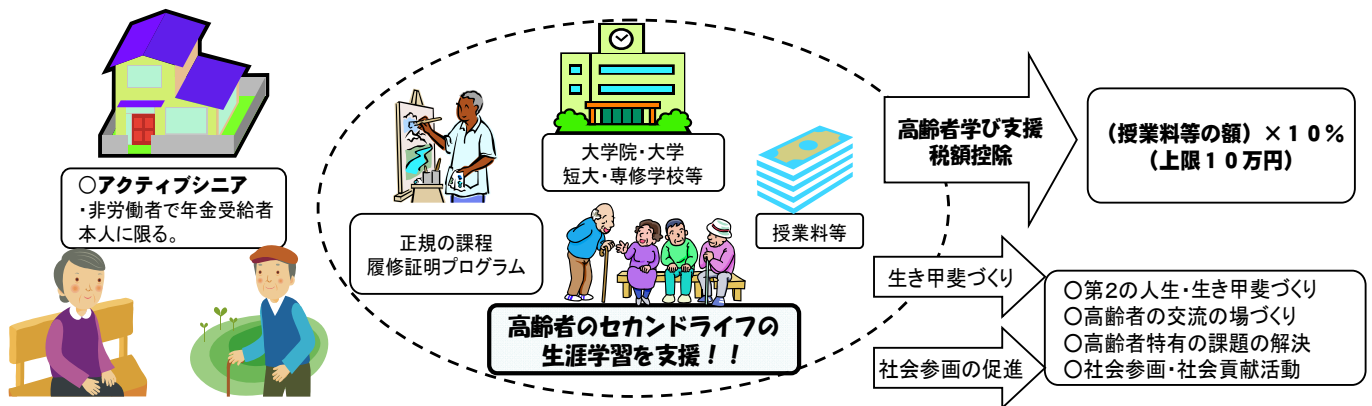
- 『子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて』(平成23年7月29日少子化社会対策会議)(抜粋)
平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する。

(2) アクティブシニア学び支援税制の導入(新規)

【所得税】

長期化する老後(60歳の平均余命:男性20年、女性25年)や単身老人世帯の割合の増大(2010年30.4%→2030年38.7%)などの急速に進展する高齢化により、第二の人生における絆づくり・生きる力・社会参画につながる高齢者の学び支援が求められている。

一方、生涯学習を行いたいが行えない者が4割を超えるという現状を踏まえ、60歳以上の高齢者(勤労による所得のない年金受給者)が、大学等において学ぶための授業料等について、一定金額を税額控除する制度を導入する。



参考1

● 『日本再生のための戦略に向けて』(平成23年8月5日閣議決定)(抜粋)

5. 成長型長寿社会・地域再生

- ・ 高齢者の経験を生かし、地域で働くことができる場や社会を支える活動ができる場の拡大を図る
- ・ 大学等の「学び」を活用したまちづくり

参考2

● 高齢社会対策基本法(平成7年法律第129号)(抜粋)

第11条 国は、国民が生きがいをもって豊かな生活を営むことができるようにするため、生涯学習の機会を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、活力ある地域社会の形成を図るため、高齢者の社会的活動への参加を促進し、及びボランティア活動の基盤を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

(3) 図書館・博物館・幼稚園を設置する一般社団・財団法人に係る非課税措置の創設(継続) 【固定資産税、不動産取得税等】

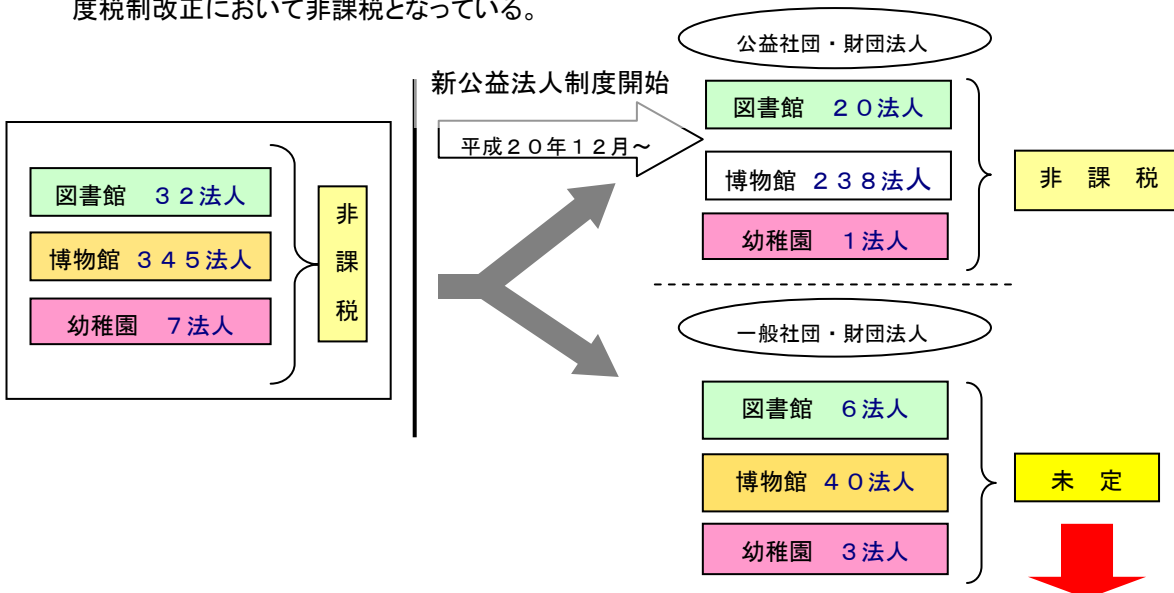
新公益法人制度により、図書館・博物館・幼稚園のうち、一般社団・財団法人への移行を予定している法人が図書館については32法人中6法人、博物館については345法人中40法人(移行未定の法人は計377法人中65法人)、幼稚園については7法人中3法人ある。

国民の教育、学術及び文化の発展等に寄与する博物館等を設置する法人は、一般に経営が厳しく、担税力が十分でない施設が多い。

これらの法人への課税により、赤字経営となる法人の増加が見込まれ、民間における当該事業の縮小・廃止の流れを助長することになる。

そのため、「平成23年度税制改正大綱」を踏まえ、一般社団・財団法人が設置する図書館、博物館、幼稚園について、他の法人類型が設置するものと同様に、不動産取得税、固定資産税、都市計画税の非課税措置を講じる。

※ なお、医療関係者の養成所を設置する一般社団・財団法人のうち非営利型法人については、既に平成21年度税制改正において非課税となっている。



他の法人類型が設置するものと同様に非課税を要望（固定資産税、都市計画税、不動産取得税）

- ※ 図書館を設置する法人のうち、4法人が移行方針未定、2法人が合併(消滅)予定。
- ※ 博物館を設置する法人のうち、61法人が移行方針未定、6法人が解散予定。
- ※ 公益法人又は一般法人への移行予定の幼稚園4法人の他、3法人が学校法人へ移行予定。

参考

- 『平成23年度税制改正大綱』(平成22年12月16日閣議決定)(抜粋)

検討事項

特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行する法人が設置する図書館、博物館及び幼稚園に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、これまでの議論を踏まえ、移行状況や施設の使用・経営実態等をさらに調査した上で、平成23年度に結論が得られるよう必要な検討を行います。

(4) 一般社団・財団法人に移行した都道府県私立学校退職金団体の退職金事業に係る利子等の非課税措置(新規) 【所得税、個人住民税】

私立学校退職金団体は、会員校からの掛金で、私立学校教職員の退職資金を運用・交付することにより、教職員の待遇の安定と向上及び教育の質の確保に貢献してきた。

新公益法人制度により、各都道府県が所管する私立学校退職金社団・財団法人(全47法人)が、一般社団・財団法人への移行した場合(現時点で15法人が移行予定)、退職資金交付事業における受取り利子等が課税されることになり、学校法人の負担増、学校経営への多大な影響を与える恐れがあるため、これまでどおり、所得税を課さないこととする。

※ なお、商工会議所等の退職金財団については、平成23年度税制改正において非課税となっている。

特例民法法人である私立学校退職金団体

= 利子等に係る所得は非課税

→ 会員である私立学校(幼・小・中・高校等)の教職員退職資金を運用・交付する事業を実施

移行



一般社団・財団法人である私立学校退職金団体

= 原則として利子所得等は課税

→ 退職資金の運用・交付に支障が生じるおそれ



利子所得等を非課税とする

参考

● 移行の検討状況(平成23年全国私学退職金団体連合会調査)

全47法人のうち、

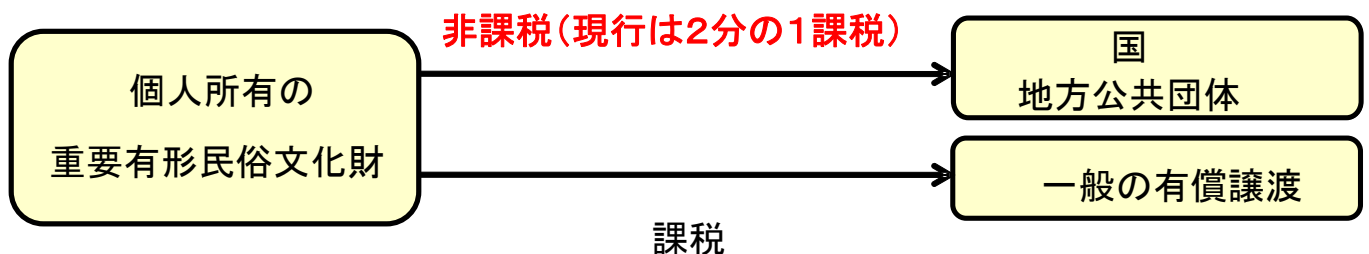
- ・ 公益社団・財団法人に移行 : 9法人
- ・ 公益を目指しつつ一般も検討 : 18法人
- ・ 一般社団・財団法人に移行 : 15法人
- ・ 未定 : 5法人

3. 日本のたから・地域のたからの次世代への確かな継承

(1) 重要有形民俗文化財を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る 所得税の非課税措置(拡充) 【所得税等】

これまで、個人所有の重要有形民俗文化財の譲渡については、特例として国への譲渡につき、譲渡所得の2分の1課税であったところ、本税制措置の期限切れに伴い、その地域との密着度や重要性等を踏まえ、文化財保護法上、同等の価値を有する重要文化財と同様の扱いとして、①国のみならず地方公共団体に対する譲渡についても特例措置の対象とすること、②譲渡所得について所得税等を非課税とすることとする。

※ 重要文化財(約1万3千件指定)については、昭和47年より非課税措置。重要有形民俗文化財(約2百件指定)の制度については、昭和50年の文化財保護法の改正にて創設。



参 考

● 『文化芸術の振興に関する基本的な方針』(平成23年2月8日閣議決定)(抜粋)

重点戦略4: 文化芸術の次世代への確実な継承

有形及び無形の文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためになくしてはならないものであると同時に、将来の文化の向上・発展の基礎となるものである。このような国民的財産である文化財の総合的な保存・活用を図るとともに、次代の文化芸術創造の基盤ともなる文化芸術作品、資料等の収集・保存(アーカイブの構築)を計画的・体系的に進めることにより、文化芸術を次世代へ確実に継承する。

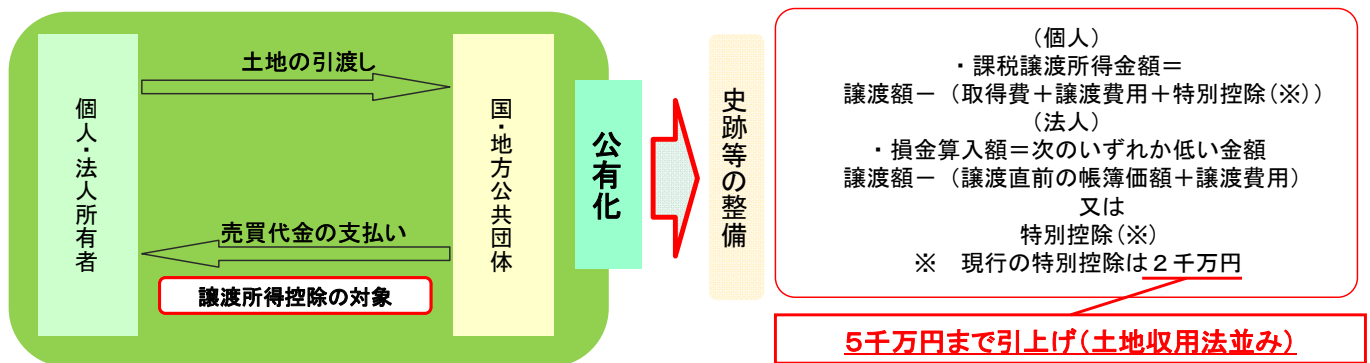
【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ、多様な手法を用いて積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会を充実する。

(2) 史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の特別控除額及び法人税の損金算入限度額の拡充(拡充) 【所得税、法人税等】

史跡等の適切な保存・整備・活用を図り、次世代へ確実に継承していく必要がある。平成22年度末時点において、史跡等の公有化率は、57.7%にとどまっているところ、個人又は法人が、史跡名勝天然記念物として指定された土地を、国又は地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得について、現行の所得税・法人税の特別控除額・損金算入限度額を2千万円から5千万円に引き上げる。

これにより、国又は地方公共団体に対する売渡がさらに円滑に進み、整備等の更なる促進が図られる。



参 考

● 『文化芸術の振興に関する基本的な方針』(平成23年2月8日閣議決定)(抜粋)

重点戦略4:文化芸術の次世代への確実な継承

有形及び無形の文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためになくしてはならないものであると同時に、将来の文化の向上・発展の基礎となるものである。このような国民的財産である文化財の総合的な保存・活用を図るとともに、次代の文化芸術創造の基盤ともなる文化芸術作品、資料等の収集・保存(アーカイブの構築)を計画的・体系的に進めることにより、文化芸術を次世代へ確実に継承する。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ、多様な手法を用いて積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会を充実する。

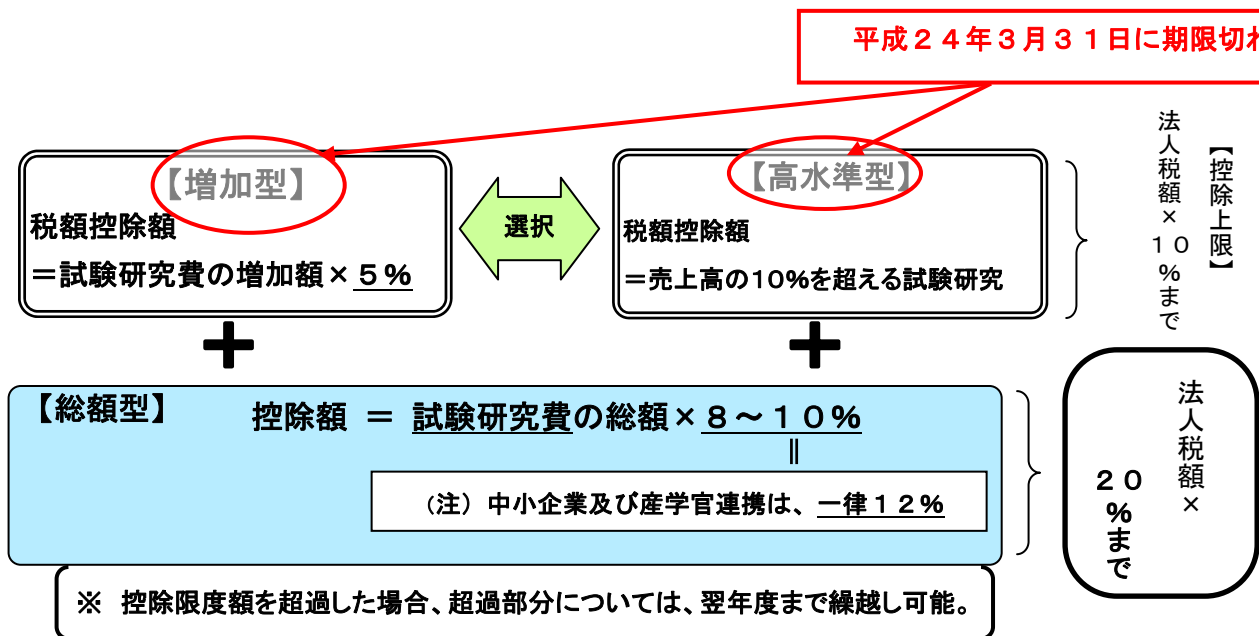
4. 科学技術イノベーションの推進

(1) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(拡充) (経済産業省等との共同要望)

【法人税等】

我が国の研究開発投資総額の約7割を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。

平成23年度末までの時限措置である増加型及び高水準型について、恒久化を図る。



要望内容

増加型・高水準型の恒久化を図る。

参考

● 『第4次科学技術基本計画』(平成23年8月19日閣議決定)(抜粋)

政府においては、2020年度までの官民合わせた研究開発投資の拡充目標を設定したところであるが、一方で我が国の政府負担研究費割合が諸外国に比して低水準であること、民間企業の研究開発投資が厳しい状況にある中、政府の研究開発投資が呼び水となり、民間投資が促進される相乗効果が期待されること、更に諸外国が研究開発投資目標を掲げて拡充を図っていること等を総合的に勘案し、第4期基本計画においては政府研究開発投資に関する具体的な目標を設定して、投資を拡充していくことが求められる。

このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。